

<川越市>

## 川越市 「市道不正認定住民訴訟」

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして「道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう」求めた訴訟だ。

事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

[http://www.gyouseinews.com/p2\\_1\\_kawagoeshi/p2\\_1\\_kawagoeshi.html#kawagoe32](http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32)

### 第 10 回(9 月 25 日)裁判傍聴記

#### 補助参加人川合善明氏が「独演会的主張」?

川越市の市道 5565 号(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟(平成 30 年(行ウ)第 10 号事件)の 10 回目の裁判が、9 月 25 日 11 時から、さいたま地裁 C 棟 105 法廷にて開かれた。

今回も補助参加人・川合善明市長は出廷したが、この裁判に提出された「準備書面(7)」は「補助参加人・川合善明」本人による反論となっていた。補助参加人は「被告」ではないのに、なぜか川合氏が個人としての主張を展開している内容である。

前回の裁判で、裁判長は被告市長(代理人・馬橋隆紀弁護士)に主張の整理と反論の書面を提出するよう求めていたが何も提出しなかった。

そこで、原告住民代理人・清水勉弁護士が「補助参加人・川合が提出した書面の内容は被告の主張と同じだと理解しているのですか?」と馬橋弁護士に確認すると「いえ、必ずしもそうではありません。一部違う部分もございますので」と回答。

清水弁護士が「被告としての主張を出して頂きたい」と要求し、市は次回までに改めて反論を提出することになった。市としての主張と補助参加人である個人としての川合氏による独演会的な主張のどの部分が違うかについては、清水弁護士・出口弁護士・裁判所はこれまでの書面と比較してすでにわかっているようだが、次回の裁判に被告はどのような書面を提出してくるのか。

本来、同じでなければならないはずの被告**川越市**（市の代表は川合善明市長）と補助参加人**川合善明氏**の主張が、噛み合わないというのは驚くべきことである。

もっと率直に言えば、補助参加人・川合氏が自分に不正な点はないとの主張を焦るあまりのオーバーランの連続に、市の弁護士も対処に苦慮しているかにも見える様相なのである。そうでなければ、市の弁護士が現職の市長個人の主張に対して「**必ずしも同じではない**」と注釈することは起こるはずがないのである。

馬橋弁護士が慌てるのも無理はない。なぜなら、川合氏の主張はまるきりピント外れであるばかりか、自ら墓穴を掘るかのような内容だったからである。

## 代替地希望者は「7人」いた？

補助参加人・川合善明氏が提出した反論「**準備書面(7)**」には、一般人が普通に読んでもおかしい主張に満ちている。この事件の重要な争点は「**道路(寺尾・大仙波線)の拡張計画の立ち退き対象となり代替地が必要だった市民世帯は何軒存在したのか?**」である。

現在、市道となっている問題の土地は齊木元市議の私邸に連なるコンコースのような行き止まりの短い道であり、通常、このような土地は市道に認定されることはない。それがなぜ市道と認定されたのかといえば、行き止まりにある齊木邸の手前に3軒分の宅地用の土地が並び、その土地が代替地であるとの理由から私道ではなく公共の道路とされたからだ。

逆に言うと、3軒分の宅地用の土地を並べる必要がなかったとすれば、齊木邸までの土地を市が買い取って「**市道**」にすることは、齊木氏のため以外の何ものでもなく、公共性がないということになる。

原告住民らが疑問を抱いて「**住民監査請求・住民訴訟**」を起こすのは当然である。

齊木邸につながる**3軒分**の当該地の真ん中の宅地は、現在に至るまで**空地のまま**だ。

代替地というのは希望者がいるから用意される。それが空地になったままというのは、最初から3軒分の希望者はいなかったのではないかと疑いを生じるのである。ここにきて、補助参加人・川合善明氏は驚くべき反論を展開した。

それは「**代替地希望者は全部で7人いた**」というものだ。だから架空の土地希望者などいない、用意された**3軒分の土地**は当時必要だったのだという内容である。

## 川合氏の奇妙な「反論要旨」

普通の国語力で理解すれば、7軒分も代替地希望者がいたなら、むしろ3軒分では足りないことになり空地が出来ることのほうがおかしいことに気がつく。ところが川合氏の反論では、結果**1軒分空地**が出来ていることに対する**説明がない**。

しかも、同氏反論書面では、**7軒分のうち5軒分の各氏は「それぞれ自分で転居先(代替地)を見つけて立退いている。」**と記されている。

つまり、現在齊木邸に隣接する**2軒**を含めて、合計**7軒分**あった代替地希望者のうち**5軒**が、齊木邸につながる市道とは別の土地に移転しているならば、代替地は全部で**7軒分**のはずで誰がどこに移転しようが、**1軒分の空地**が生まれること自体が奇妙なのである。**1軒分の空地**が出たということは、代替地は**8軒分あった**ことになるからだ。

仮に「**齊木邸に隣接する3軒に並ぶのは嫌だ**」という理由で他の土地に移居した世帯がいたとしても、川合氏の反論では、そもそも齊木邸につながる代替地を3軒用に分筆した理由がまったく説明されていない。また被告は、当時の市とそれぞれの代替地希望者との交渉の時系列も移転先も未だに明らかにしていない。

傑作なことに、

補助参加人**川合善明氏**は今回の反論書面を次のように締めくくっている。

『**寺尾・大仙波線の地権者の状況は、平成21年当時、上記のとおりである。川越市がK氏（原文実名）から取得した土地について、MS氏（齊木氏の娘・原文実名）以外に、現にA氏（原文実名）とB氏が寺尾・大仙波線にかかる地権者の代替地として購入している事実を、原告らは前記主張とどう整合させるのであろうか。**』

この書き方では、どうやら川合氏は代替地に移転した2名は、齊木元市議の親族ではないのだから齊木元市議への利益供与などを疑う理由は、存在しないと言いたいようだ。そうであれば川合氏は、そもそも本件裁判の争点を理解していないことになる。川合氏はトンチンカンなことに、原告主張の矛盾点を喝破したかの気分得意になっているのであるから滑稽としか言いようがない。

「**どう整合させるのであろうか？**」とは、そのまま川合氏に返すべき言葉であり、被告の代理人**馬橋弁護士**の心労は察するに余りある。

## **事実に反する川合善明氏の主張 「問題視されていなかった道路」？**

補助参加人・川合善明氏は、本件原告住民らの訴訟について次の通り述べている。

『**丸6年間全く問題視されていなかった道路認定に対して「違法である」と主張するからには、それなりの切っ掛け（契機）と具体的理由がある筈である。しかし、原告らは本訴提起の具体的契機や、理由について何も主張していない。というよりは、材料が無いので何も主張出来ないのである。**』

これは、川合氏による事実誤認か虚偽である。なぜなら、本件「市道認定問題」については、平成 23 年 6 月 15 日の産業建設常任委員会において、当時の川越市・石川智明市議が本件は「川越市道路線認定基準（当時）」の(1)「道路が一般交通の用に供する状態にあること」や、(3)「道路は、原則として公道から他の公道に接続していること」等に抵触すると指摘し、一度は川合市長自身による議案の取り下げに至っている。

また川合氏は、本件市道認定は『**公告もされる**』とし、『**本件市道の位置、形状についても一般に周知されるが、原告らが監査請求・本件訴訟を提起した以外に、市民の間で本件市道は全く問題視されていない。**』と反論の中で説明している。

当たり前の話だが、市民らは本件市道認定の経緯や背景事情を知らなかったから、問題視していなかったのである。逆にいえば、この問題を知ったからこそ今回の住民訴訟が提起されたのだ。現にこの裁判で、市は反論に冷や汗をかき、市と川合氏の主張が「**必ずしも同じではない**」という不可解な経緯で、市道認定されたことが次第に明るみになっている。

「**公告**」などは、単に「**ここが市道になりましたよ**」ということを発表するだけのことであり、当該地の**あからさまに齊木邸の門前につながるコンコース状態や不可解な空地がある現状を**、一般市民が知るはずもない。知ったから義憤によって決起したのだ。ところが川合氏は、その市民の意思を無視して、すべては自分と敵対する**渋谷実元県議や行政調査新聞による悪意ある川合ネガティブ・キャンペーンとしてでっち上げられた疑惑**なのだ、と裁判所に訴えているのである。

一方で、市は代替地をめぐる具体的な時系列や交渉の経緯を示す文書さえ開示できないままであり、川合氏も具体的な反論が出来る材料を出せないのである。



次回(11月27日10時30分)の浦和・さいたま地裁の法廷で、

原告住民代理人・清水弁護士<sup>1</sup>の要求に応じて

「川越市がどのような反論を主張するのか」大いに見ものである。